



山形県公報

令和2年5月26日(火)
第107号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……583
- 山形県地籍調査事業負担金交付規程の一部を改正する規程……………(農村計画課) ……585

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(防災危機管理課) ……587
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……592
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教 育 庁) ……597

告 示

山形県告示第421号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
新庄市農業協同組合
代表理事理事長 柿崎 広昭
新庄市沖の町5-55
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
斎藤 孝幸 新庄市大字鳥越2866-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年5月12日
森 壮志 新庄市石川町2-19 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
正野 信一 新庄市住吉町8-37 ミルウォーキー住吉町1号室 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 達也 新庄市大字萩野字塩野205 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		

高橋 秀典 新庄市十日町6692 もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
早坂 洋一 新庄市大字升形786-3 玄米、大豆、そば	同 左	
	金田 健志 新庄市上金沢町10-20 玄米、大豆、そば	
	矢作 正紀 新庄市五日町303-5 玄米、大豆、そば	

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

鶴岡市農業協同組合
代表理事組合長 佐藤 茂一
鶴岡市日吉町3-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
黒田 哲夫 東田川郡三川町大字横川字隠里70 もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年4月1日
佐藤 博 鶴岡市大山三丁目11-10 もみ、玄米、大豆	同 左		
林 真太朗 鶴岡市若葉町20-6 もみ、玄米、大豆	同 左		
高橋 弘 酒田市若原町15-39 もみ、玄米、大豆	同 左		
難波 俊幸 鶴岡市上山谷字前沢47 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
菅原 透 酒田市広野大字十五軒84 もみ、玄米、大豆	同 左		
菅原 隼希 鶴岡市伊勢横内字伊勢郷60 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
鈴木 伸明 鶴岡市羽黒町手向字百々目木73-143 もみ、玄米、大豆			

吉住 吉美 鶴岡市井岡甲95 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
石井 隆 鶴岡市朝陽町20-17 もみ、玄米、大豆	同 左		
須田 朗弘 鶴岡市中京田乙103 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
佐藤 敦宏 鶴岡市みずほ24-5 もみ、玄米、大豆、そば			

山形県告示第422号

山形県地籍調査事業負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県地籍調査事業負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県地籍調査事業負担金交付規程（昭和36年7月県告示第552号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号第4項第2号の表中

- | |
|------------------|
| ア 直接経費 |
| (1) 賃金 |
| (2) 報償費 |
| (3) 需要費 |
| (4) 旅費 |
| (5) 使用料及び
賃借料 |
| (6) 安全費 |
| (7) 精度管理費 |
| (8) 委託料 |
| (9) 備品費 |

を

- | |
|------------------|
| ア 直接経費 |
| (1) 賃金 |
| (2) 報酬 |
| (3) 給料 |
| (4) 職員手当等 |
| (5) 報償費 |
| (6) 旅費 |
| (7) 需用費 |
| (8) 使用料及び
賃借料 |
| (9) 安全費 |
| (10) 精度管理費 |
| (11) 委託料 |
| (12) 備品費 |

に、

- 「イ 附帯経費
- (1) 賃金
 - (2) 報償費
 - (3) 旅費
 - (4) 需要費
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 備品費
 - (7) 共済費
 - (8) 災害補償費
 - (9) 役務費
 - (10) 補償補填及び賠償金
 - (11) 公課費
- 」

を

- 「イ 附帯経費
- (1) 賃金
 - (2) 報酬
 - (3) 給料
 - (4) 職員手当等
 - (5) 報償費
 - (6) 旅費
 - (7) 需用費
 - (8) 使用料及び賃借料
 - (9) 備品費
 - (10) 共済費
 - (11) 災害補償費
 - (12) 役務費
 - (13) 補償補填及び賠償金
 - (14) 公課費
- 」

に改める。

別記様式第4号第2項第2号の表中

- 「ア 直接経費
- (1) 賃金
 - (2) 報償費
 - (3) 需要費
 - (4) 旅費
 - (5) 使用料及び賃借料
 - (6) 安全費
 - (7) 精度管理費
 - (8) 委託料
 - (9) 備品費
- 」

を

- 「ア 直接経費
- (1) 賃金
 - (2) 報酬
 - (3) 給料
 - (4) 職員手当等
 - (5) 報償費
 - (6) 旅費
 - (7) 需用費
 - (8) 使用料及び賃借料
 - (9) 安全費
 - (10) 精度管理費
 - (11) 委託料
 - (12) 備品費
- 」

に、

- 「イ 附帯経費
- (1) 賃金
 - (2) 報償費
 - (3) 旅費
 - (4) 需要費
 - (5) 使用料及び
賃借料
 - (6) 備品費
 - (7) 共済費
 - (8) 災害補償費
 - (9) 役務費
 - (10) 補償補填及
び賠償金
 - (11) 公課費用
- 」

を

- 「イ 附帯経費
- (1) 賃金
 - (2) 報酬
 - (3) 給料
 - (4) 職員手当等
 - (5) 報償費
 - (6) 旅費
 - (7) 需用費
 - (8) 使用料及び
賃借料
 - (9) 備品費
 - (10) 共済費
 - (11) 災害補償費
 - (12) 役務費
 - (13) 補償補填及
び賠償金
 - (14) 公課費
- 」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県地籍調査事業負担金交付規程の規定は、令和2年度分以後の負担金について適用する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県防災行政通信ネットワーク保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2671
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 99,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 3号	同	同	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		
同 4号	同	2DK	60.3	1	特定目的用 (高齢者専用)	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500		单身可
同	同	3DK	74.0	2	一般用	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		
同 春日アパー ート1号	同 春日五丁 目2-43	同	63.9	1	同	18,000	20,800	23,800	26,900	30,700	35,400		
同 2号	同	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200		
同 3号	同	同	75.6	2	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		单身可
同	同	同	75.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		单身可
同	同	同	54.6	4	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		单身可
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500		
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700		单身可
同	同	同	58.0	2	同	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700		

同 米沢中央ア パート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	2DK	54.7	1	特定目的用 (農林業用)	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	单身可
同	同	3DK	68.2	1	一般用	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	同
同	同	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	
同 2号	同	同	68.8	1	特定目的用 (農林業用)	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可
同 3号	同	同	69.9	1	一般用	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	
同 5号	同	同	75.4	4	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 6号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	
同 相生アパー ト2号	同 相生町7 -65	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	
同 3号	同	同	72.9	3	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	单身可
同	同	同	72.9	2	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	
同 城北アパー ト2号	同 城北二丁 目3-62	2DK	50.1	2	特定目的用 (農林業用)	17,700	20,400	23,400	26,400	30,200	34,800	单身可
同 桜木アパー ト1号	同 南陽市三間通 1229-2	3DK	59.3	3	一般用	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可

同	同	同	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 関口アパ- ト2号	同 宮内352 -3	2DK	57.3	1	特定目的用 (高齢・福祉・子育て)	19,200	22,100	25,300	28,600	32,600	37,700		単身可
同 糠野目アパ -ト	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	3DK	51.2	1	一般用	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300		
同 糠野目第2 アパ-ト	同 福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年6月1日から同月5日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和2年6月5日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和2年8月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃				摘要			
						収入が 104,000円 以下の者	収入が 123,000円 を 超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を 超え 158,000円 以下の者	収入が 158,000円 を 超え 186,000円 以下の者		収入が 186,000円 を 超え 214,000円 以下の者		
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		单身可
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	63.5	2	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000		
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800		
同	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700		单身可
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300		
同 2号	同 9 -30	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300		单身可
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	2LDK	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同 2号	同 23 -62	3DK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同 3号	同 23 -60	同	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同 川南アパ ート1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	4	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900		单身可

同 2号	同 1-2	同	51.2	3	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200	
同 川南住宅4号	同 1-4	3K	54.6	2	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同	同	同	54.6	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可
同 川南アパ-ト5号	同 1-5	同	55.7	2	同	16,900	19,500	22,300	25,100	28,700	33,100	
同 こがねアパ-ト1号	同 こがね町一丁目21-1	3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同	同	同	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 東泉アパ-ト1号	同 東泉町四丁目15-21	同	64.2	2	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	
同	同	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	单身可
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパ-ト1号	同 富士見町三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	
同	同	同	69.2	1	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	单身可
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年6月2日から同月8日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和2年6月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和2年8月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年5月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県仮想デスクトップ及び新教育情報ネットワーク構築・運用業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県教育庁教育政策課教育情報化推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2409
- 3 落札者を決定した日 令和2年4月13日
- 4 落札者の名称及び所在地
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
- 5 落札金額 1,222,105,040円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和2年3月3日

令和2年5月26日印刷
令和2年5月26日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県